

子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書

令和6年度報告

令和7年7月
相模原市
相模原市教育委員会

目 次

I	令和6年度相模原市いじめの防止等のための基本施策掲載事業等一覧	1
II	子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書について	2
III	いじめ防止等のための対策の内容	2
1	市が実施した主な施策等	
(1)	いじめの未然防止	2
(2)	いじめの早期発見	8
(3)	いじめへの対処	10
(4)	その他（組織的な指導体制の確立、地域や家庭との連携等）	14
2	学校が実施した主な施策等	
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	15
(2)	いじめ防止等に取り組む組織	15
(3)	いじめの未然防止	15
(4)	いじめの早期発見	16
(5)	いじめへの対処	17

I 令和6年度相模原市いじめの防止等のための基本施策掲載事業等一覧

基本方針	基本理念	いじめの防止等の目的	市の主な事業等	担当部署
いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を推進し、児童等の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、市及び関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進め	1 人権教育を推進し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、単に理解にとどまらずに態度や行動に現れるようになることをめざす。 2 いじめが全ての児童等に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。 3 いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることをめざす。 4 児童等が、自らの力で思いやりのある、人との絆をつくることができたと「実感」を持てるよう、児童等の自主・自発的な活動を支援する。 5 いじめは、決して許されないことである。しかし、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ることから、いじめが児童等の心身及びその成長に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。	(1) 未然防止	1 いじめ防止フォーラムの開催	学校教育課
			2 子どもの権利に関する啓発	青少年学習センター
			3 教職員研修(いじめの未然防止等、情報モラル、インターネット関連等)	教育センター
			4 児童支援専任教諭連絡会の開催	学校教育課
			5 人権研修の実施、人権指導資料集の周知、活用 の推進	学校教育課
			6 人権・福祉教育の推進校の研究実践	学校教育課
			7 人権・福祉担当委員の開催	学校教育課
			8 発達障害のある子どもの理解と支援の手引きの周知・活用	学校教育課・青少年相談センター
			9 相小研、相中研の児童生徒指導担当者会への参加	学校教育課・青少年相談センター・教育センター
			10 ネット・トラブルに際する取組	教育センター
			11 生涯学習まちかど講座を活用した普及啓発	学校教育課・教育センター
			12 情報モラル対策、携帯電話・インターネット等の理解のための研修の開催	教育センター・学校教育課
			13 いじめ防止強化月間における取組	学校教育課
			14 人権啓発活動地域ネットワーク協議会及び人権推進委員の地域における活動	人権・男女共同参画課
			15 人権週間における家庭、学校、地域への取組	人権・男女共同参画課
			16 人権・児童生徒指導部だより「はつとライン」の発行	学校教育課
			17 人権福祉活動展の実施	学校教育課
			18 発達サポート講座の実施	生涯学習課
			19 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の把握及びまよめの周知	学校教育課
			20 問題行動等調査結果の分析	学校教育課・青少年相談センター
		(2) 早期発見	21 さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)の運営(相談等)	青少年学習センター
			22 いじめ相談ダイヤル対応(さがみはら子どもSOSダイヤル)	学校教育課
			23 児童・生徒の苦痛の軽減等を把握するための調査の実施及び調査結果に基づく支援	学校教育課
			24 ヤングテレホン相談対応	青少年相談センター
			25 学校内の組織において、カウンセラーがアセスメントや助言を実施	青少年相談センター
			26 校内体制構築のための情報提供等	青少年相談センター
			27 電話、来所相談の対応	青少年相談センター・学校教育課
			28 児童・生徒に係る自傷行為対応力の向上研修の実施	精神保健福祉センター
		(3) いじめに対する対応	29 さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)の運営(救済等)	青少年学習センター
			30 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援教育支援員による児童・生徒、保護者等への支援	青少年相談センター
			31 欠席状況報告書の分析	青少年相談センター
			32 こころのホットライン(自殺予防電話相談)	精神保健福祉センター
			33 各学校におけるいじめの認知件数等の把握	学校教育課
			34 いじめ対応マニュアルの周知・活用	学校教育課
			35 犯罪行為に該当するいじめに対する警察との連携	学校教育課
			36 情報セキュリティ・モラルハンドブックの周知・活用	教育センター
			37 ブロバイダ等に対する開除要請	人権・男女共同参画課
			38 自殺対策に関する出前講座の実施	精神保健福祉センター
			39 「青少年相談センターだより」の発行	青少年相談センター
			40 重大事案の対応に関する調査等	学校教育課・子ども・若者政策課
			41 市有附置「地域児童精神科医療学」児童精神科相談事業の周知・活用	子ども家庭課・青少年相談センター
			42 緊急時における学校緊急支援チームによる学校支援	学校教育課・青少年相談センター・教育センター・教職員人事課・教育総務課
		(4) 関係機関との連携・その他	43 いじめ問題対策連絡協議会(青少年問題協議会)の開催	青少年学習センター
			44 子どもの健全な学校生活等を支援するネットワーク会議の開催	学校教育課
			45 要保護児童対策地域協議会における連携	子ども家庭課
			46 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	子ども家庭課
			47 学校運営等の支援のための非常勤講師の配置	教職員人事課
			48 児童支援専任教諭の配置に伴う教職員の配置	教職員人事課

子どものいじめに関する審議会による検証

Ⅱ 子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書について

本市では、平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法を踏まえ、平成 26 年 3 月に相模原市いじめの防止等に関する条例(平成 26 年 3 月 3 日条例第 2 号)を制定するとともに、相模原市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定し、いじめ防止等の対策の取組を推進している。

これらの取組を取りまとめたものを報告書として公表し、令和 6 年度に実施した市及び学校の取組が、いじめ防止対策推進法の目的に即して実効的に機能しているかについて、相模原市子どものいじめに関する審議会への諮問を行い、答申を適時反映させ、いじめ防止等の取組のより一層の推進を図る。

Ⅲ いじめ防止等のための対策の内容

1 市が実施した主な施策等

(1) いじめの未然防止

主な事業等 【所管課】	事業概要	対象	成果と課題 ※○は成果、●は課題	令和 7 年度に 向けて	(参考) 予算 (円)
1 いじめ防止フ ォーラムの 開催 【学校教育課】	◇いじめ防止に係る児童生徒の主体的な取組を発表・共有し、児童生徒の意識をより高め、各学校におけるいじめ防止の取組の推進を図る ・中央区の小・中学校の代表児童生徒が参加し、オンラインで開催校種毎グループに分かれ、各校の取組や討議を行い、参加後、自校に持ち帰り、事後の活動に活かす (32 校参加、一般参加 13 人)	児童生徒 保護者 市民 教職員	○参加した代表児童生徒一人ひとりが、当事者意識をもって、いじめ防止について考え、フォーラムの内容について全校でも共有することにより、いじめの未然防止に対して、大きな効果を挙げている ○一般参加者も児童生徒と同テーマで保護者として何ができるか協議・発表を行うことは、いじめの未然防止に有効である ●いじめ防止フォーラムの内容を全校で共有するだけではなく、保護者・地域の方に幅広く発信し、いじめの未然防止について考える機会につなげる	■継続 □見直し	令和 6 年度 96,000 円 令和 7 年度 69,000 円
2 子どもの権利に関する啓 発 【青少年学習センター】	◇相模原市子どもの権利条例に係る周知リーフレット及びパンフレットの配布 ・小学生用パンフレット(小学 4 年生に配布) ・中学生用パンフレット(中学 1 年生に配布) ・大人用リーフレット(小学 1 年生・5 年生・中学 1 年生の保護者に配布)	児童生徒 市民	○小学生用・中学生用パンフレットは、児童生徒の人権教育の教材として活用することができ、いじめの未然防止に対して、有効である	■継続 □見直し	令和 6 年度 645,000 円 令和 7 年度 610,000 円

3 教職員研修 (いじめの未然防止等、情報モラル、インターネット関連等) 【教育センター】	◇いじめの未然防止等及びネットいじめに関する教職員の理解を深める ・初任者研修講座、養護教諭新採用研修講座、栄養教諭新採用研修講座(2回)、児童生徒理解研修講座(2回)を開催	教職員	○人権の大切さや教育相談の基本的な考え方を学ぶ機会になり、いじめの未然防止に対して、有効である ○児童生徒や保護者に寄り添うことを大切に、カウンセリングの技法を、学校での相談対応に生かそうとする意欲的な姿勢が見られた	■継続 □見直し	令和6年度 83,000円 令和7年度 45,000円
4 児童支援専任教諭連絡会の開催 【学校教育課】	◇市立小学校等の児童支援専任教諭が集まり、児童指導や個別支援等、児童支援専任教諭の効果的な役割について、実践報告及び関係機関からの情報提供を実施(4回)	教職員	○いじめの定義や組織的な対応等、いじめに対する適切なあり方について周知を継続することは、いじめの早期発見・早期対応に対して、有効である ●児童支援専任教諭が学級担任を兼務する学校が36%あり、人間的な校内支援体制の更なる充実が必要である	■継続 □見直し	令和6年度 16,000円 令和7年度 16,000円
5 人権研修の実施、人権指導資料集の周知、活用の推進 【学校教育課】	◇「人権に配慮した学級経営・授業づくり」を主題とした研修を指導主事が学校を訪問して実施(小学校57回、中学校16回、義務教育学校2回、合計75回)	教職員	○人権に配慮した学級経営や・授業づくりを通して、いじめや暴力を生まない風土づくりに、各学校で組織的に取り組むよう、教職員の人権意識の向上を図ったことで、いじめの未然防止に対して、有効である ●教職員の更なる人権意識の向上のため、人権指導資料集(理論編、実践編)の周知と活用を推進することが必要である	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
6 人権・福祉教育の推進校の研究実践 【学校教育課・教育センター】	◇人権・福祉教育推進校を指定し、小中一貫による人権・福祉教育の推進 ・教職員が児童生徒一人ひとりを認め、大切に「人間関係づくり」「環境づくり」「学習活	教職員	○児童生徒一人ひとりを認め、大切にする教育活動の実践により、不登校出現率の減少や、いじめの未然防止に対して、有効である ●9年間を見通した取	■継続 □見直し	令和6年度 120,000円 令和7年度 120,000円

	動づくり」を通じた教育活動の推進をテーマに弥栄中学校区3校（弥栄中、弥栄小、並木小）が研究実践		組の推進とともに、多様な価値観を認める活動等を推進し、児童生徒の自己肯定感が高まり、推進校における児童生徒の人権意識の更なる向上を図る		
7 人権・福祉担当者会の開催 【学校教育課】	◇市立小中学校等の人権・福祉担当を対象に、人権福祉教育に関する情報提供や研修及び学校間の情報交換を実施（2回）	教職員	○担当者を中心に全教職員が教育活動全体を通して人権教育を推進し、人権意識の向上を図ることは、いじめの未然防止に対して、有効である ●教職員の更なる人権意識の向上のため、人権指導資料集（理論編、実践編）の周知と活用を推進することが必要である	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
8 発達障害のある子どもの理解と支援の手引きの周知・活用 【学校教育課・青少年相談センター】	◇教職員が子どもたちの多様な個性を受け止め、教育的ニーズを把握し、一人ひとりに寄り添いながら個に応じた支援できるよう、担当者会等で手引きの活用方法を周知 ・活用率 小学校 32.4%、 中学校 17.1% 義務教育学校 50.0%	教職員	○子どもの発達や特性について学ぶことで、発達障害のある子どもへの理解が深まり、いじめの未然防止に対して有効である ●本手引きを基に、日常の指導や適切な児童生徒理解につながるよう、関係各課で連携して周知と活用を推進することが必要である	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
9 相小研、相中研の児童生徒指導担当者会への参加 【学校教育課・青少年相談センター・教育センター】	◇相小研（相模原市立中学校教育研究会）児童指導部会へ参加し情報提供（5回） ◇相中研（相模原市立中学校教育研究会）生徒指導主任会へ参加し情報の提供（5回）	教職員	○いじめの定義について共通理解を図るとともに、児童生徒の指導や支援について有効な関係機関の相談先を提供したことにより、いじめの未然防止に対して、大きな効果を挙げている ●各校の担当者を通じて、いじめの定義について教職員間のいじめの認知の差をなくしていく必要がある	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
10 ネットパトロールだよりに係る取組	◇不適切な書き込みや個人情報掲載しているサイトの監視を専門業	児童生徒保護者市民	○学校や関係各課からの依頼に合わせた対応と定期的な学校へ	■継続 □見直し	令和6年度 3,590,400円

【教育センター】 ※令和7年度より、教育DX推進課	者に委託して実施 ◇緊急性のあるものは速やかに学校等に連絡 ◇児童生徒や保護者へネット上への安易な書き込みの危険性等について周知を図るため「ネットパトロールだより」を定期的に発行(令和6年度6号発行)	教職員	の情報提供を行ったことで、いじめの未然防止に対して、有効である ○「ネットパトロールだより」にて、SNSで投稿する際の注意事項や著作権の取扱いについて掲載するなど、児童生徒や保護者に対し、情報モラル意識の向上を図ったことで、具体的な対応につながり、いじめの未然防止に対して、大きな効果を挙げている ●非公開設定により、書き込みの把握が困難な場合がある		令和7年度 4,092,000円 ※3年毎に入札をしており、令和6年度は仕様の見直しを行い、入札したため
11 生涯学習まちかど講座を活用した普及啓発 【教育センター・学校教育課】	◇いじめ問題の対応及び情報モラルをテーマにした講座の開催(14回)	保護者 市民	○いじめ問題やインターネットによるいじめの実態について、保護者及び市民が理解を深めることは、いじめに関する聞き知識を高め、いじめの未然防止に対して、有効である	☐ 継続 ☒ 見直し 令和7年度より教育センターから教育DX推進課に変更し、各学校への訪問による情報モラル教室を展開する。	令和6年度 0円 令和7年度 0円
12 情報モラル対策、携帯電話・インターネット等の理解のための研修の開催 【教育センター・学校教育課】	◇情報教育研修「情報セキュリティ・モラル研修」の開催(1回) ◇e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施(中央区32校の教職員対象)	教職員	○動画教材の活用を通じて、情報セキュリティ・モラルについて学ぶことは、いじめの未然防止に対して、有効である	☒ 継続 ☐ 見直し	令和6年度 3,300,000円 令和7年度 3,841,200円
13 いじめ防止強化月間における取組 【学校教育課】	◇いじめ防止の啓発活動の実施 ・市立小学校等1年生へクリアファイルの配布(4月 5,790枚) ・児童生徒が主体となる取組の推進 ・いじめ防止啓発ポスターの配布(670枚、市内各学校公共機関、コンビニエンスストア等) ・児童生徒用・保護者用	児童生徒 保護者 市民 教職員	○いじめ防止啓発リーフレットのデジタル化により、児童生徒への指導や保護者等がすぐに見られることにより、いじめの未然防止に対して、有効である	☒ 継続 ☐ 見直し	令和6年度 336,000円 令和7年度 350,000円

	いじめ防止啓発デジタルリーフレットによる周知及び市 HP 掲載				
14 人権啓発活動地域ネットワーク協議会及び人権擁護委員の地域における活動 【人権・男女共同参画課】	◇人権尊重意識の普及高揚を図るため啓発事業（小学校での人権の花運動や人権パネル展、ホームタウンチーム試合会場での啓発活動、人権の集いさがみはら等）を実施	児童生徒 市民	○小学校 6 校において、人権の花運動を実施し、生命の尊さを実感する中で、豊かな心をはぐくみ、やさしさと思いやりの心を体得させることができた ○人権パネル展やホームタウンチームの試合会場での啓発活動等により人権意識の高揚を図ることができ、いじめの未然防止に対して、今後の効果が期待される	■継続 □見直し	令和 6 年度 2,728,000 円 令和 7 年度 3,196,000 円 ※啓発用消耗品及び印刷製本費の増額によるもの
15 人権週間における家庭、学校、地域への取組 【人権・男女共同参画課】	◇「広報さがみはら」への記事掲載及び市役所本庁舎・区合同庁舎・総合事務所において横断幕等の掲出による人権週間の周知 ◇街頭啓発活動の実施（2 か所）	市民	○「広報さがみはら」への記事掲載や横断幕等の掲出、街頭啓発の実施により、市民の人権意識の高揚を図ることができ、いじめの未然防止に対して、有効である	■継続 □見直し	令和 6 年度 2,178,000 円 令和 7 年度 2,646,000 円 ※啓発用消耗品及び印刷製本費の増額によるもの
**人権に関する教育・啓発 【人権・男女共同参画課】	◇相模原市人権尊重のまちづくり条例の周知パンフレットの配布 ・小学生用パンフレット（市立小学校・義務教育学校（前期課程）全 71 校の 6 年生の児童） ・中学生用パンフレット（市立中学校・義務教育学校（後期課程）全 36 校の 3 年生の生徒）	市民	○小学生用・中学生用パンフレットは、人権尊重の理念等を説明することができ、いじめの未然防止に対して、有効である	■継続 □見直し	令和 6 年度 606,000 円 令和 7 年度 606,000 円
16 人権・児童生徒指導班だより「ほっとライン」の発行 【学校教育課】	◇教職員向け啓発資料として、人権・児童生徒指導班だより（ほっとライン）を発行	教職員	○いじめの定義や、いじめ防止フォーラムの取組について周知し、各学校がより実践的な取組に活かすことで、いじめの未然防止に対して、有効である ●学校が日常的に対応する事案等について、法的知見が必要とな	■継続 □見直し	令和 6 年度 0 円 令和 7 年度 0 円

			る事案が多いことから、法的知見も入れて発信する必要がある		
17 人権福祉活動展の実施 【学校教育課】	◇各学校の人権・福祉教育の取組を紹介するパネルを、人権週間に合わせて展示 (会場：総合学習センター、南区交流ラウンジ、シティプラザ橋本)	保護者 市民 教職員	○学校における人権教育の内容について保護者や市民に周知を図ることで、いじめの未然防止に対して、今後の効果が期待される ●より多くの市民や保護者等に、学校の取組が周知されるよう発信方法を検討する必要がある	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
18 発達サポート講座の実施 【生涯学習課】	◇子どもの発達に関して、保護者等の不安や悩みを和らげるとともに、子どもを取り巻く大人の理解を深める機会とする講座を実施 ◇事業実績 以下のとおり実施（各コース 全7回） ・第4期 基礎講座Cコース 期間：4～7月 受講者：53名 ・第5期 基礎講座Aコース 期間：9月～11月 受講者：62名 ・第5期 基礎講座Bコース 期間：12月～令和7年3月 受講者：59名	保護者 市民	○子どもの発達や特性に係る理解が深まり、地域や学校において、いじめにつながる児童生徒の行動を多くの大人の目で見守る環境づくりにつなげることができた ●身近な環境で学んだことを生かせる仕組みづくりの検討が必要	■継続 □見直し	令和6年度 866,000円 令和7年度 892,000円
19 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の把握及びまとめの周知 【学校教育課】	◇市内小中学校等に対し「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進に係る取組状況調査を実施し、取組報告書のまとめを各学校に周知	教職員	○各学校で児童生徒が主体となって取り組んだ活動内容を集約し、好事例を発信することで、各校の取組の推進につながり、いじめの未然防止に対して、有効である ●学校いじめ防止基本方針に児童生徒の主體的な活動を記載し、学校全体で活動を推進していく体制づくりを支援する	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
20 問題行動等	◇文部科学省が毎年行	教職員	○分析を基に、本市の	■継続	令和6年度

調査結果の 分析 【学校教育課・ 青少年相談 センター】	う「児童生徒の問題行 動・不登校等生徒指導 上の諸問題に関する 調査」のいじめ・不登 校等の調査結果分析 を行い、各学校へ周知		いじめの認知件数や、 不登校の状況を共有 し、効果的な支援につ いて発信したことは、 いじめの未然防止に 対して、有効である ●管理職を含め、いじ めの定義について、更 なる周知徹底が必要 である	☐ 見直し	0円 令和7年度 0円
--	--	--	---	------------------------------	-----------------------

(2) いじめの早期発見

主な事業等 【所管課】	事業概要	対象	成果と課題 ※○は成果、●は課題	令和7年度 に向けて	(参考) 予算(円)
21 さがみはら 子どもの権利 相談室(さがみ み)の運営(相 談等) 【青少年学習 センター】	◇子どもの権利救済委員 及び子どもの権利相談 員を配置した、子ども の権利侵害に関する相 談対応 ・相談件数:177件 ◇子どもの権利侵害に関 する相談室(さがみみ) の周知 ・広報誌「さがみみレタ ー」の配布(小学校用、 中学校用、高校生用、 クラス掲示用)年2回	市民	○相談者からの調査調 整等の申出はなかつ たが、子どもの権利相 談室での相談では、救 済委員の助言を基に 相談者に寄り添うよ う支援を行った ○広報誌さがみみレタ ーの発行・配付は、相 談するきっかけにな る効果が認められる ●小学生、中学生、高校 生など、対象者の年齢 や発達に見合った啓 発活動ができるよう 見直しを行う	■継続 ☐ 見直し	令和6年度 14,345,000円 令和7年度 14,421,000円
22 いじめ相談 ダイヤル対 応(さがみは ら子どもS OSダイヤ ル) 【学校教育課】	◇人権・児童生徒指導相 談員が、市民等からの いじめ問題等の相談 に応じ、相談者の気持 ちを傾聴して問題や 課題を整理して解決 に繋げる 総相談件数 248件中 いじめに関する相談 日中相談 12件 夜間相談 11件	児童生徒 保護者 市民	○令和5年度より24時 間対応になったこと により、被害児童生徒 からの相談等、いじめ の早期発見に対して、 有効である ●いじめに関する相談 件数を増やすために、 引き続き、さがみはら 子どもSOSダイヤ ルの周知を図る必要 がある	■継続 ☐ 見直し	令和6年度 3,797,000円 令和7年度 3,906,000円
23 児童・生徒 の苦痛の累積 等を把握する ための調査の 実施及び調査 結果に基づく 支援	◇「注意を要する児童・ 生徒の報告票」による 児童生徒の苦痛の累 積等を把握するた めの調査の実施及び調 査結果に基づく支援 の充実	児童生徒 教職員	○毎月各学校から報告 を受けたものの中で、 学校が対応に苦慮し ている事案や、重篤な 事案につながりかね ない事案について、指 導主事が学校に対応	■継続 ☐ 見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円

【学校教育課】			状況を確認するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、支援することができ、いじめの早期発見に対して、有効である ●報告内容に応じて、より迅速に学校や保護者を適切な相談機関等につなげていく必要がある		
24 ヤングテレホン相談対応 【青少年相談センター】	◇様々な心の健康に関する悩みや課題がある児童生徒等や保護者からの電話相談を受付（メールは24時間受付） ・受付件数 458 件[電話：402 件、Eメール：34 件]中、いじめに関する相談 8 件	児童生徒 保護者	○匿名での相談や、土曜日など開所時間外での相談にも対応することができた ○Eメールでの相談も含め、教育相談課や学校等と早期に連携を図ることで、いじめの早期発見に対して、有効である ●相談窓口としての周知を更に図る必要がある	■継続 □見直し	令和6年度 4,225,498 円 令和7年度 4,035,684 円
25 学校内の組織において、青少年カウンセラーがアセスメントや助言を実施 【青少年相談センター】	◇青少年教育カウンセラーが、児童生徒及び保護者の相談に応じたり、教職員に対し心理的な面から見立てや具体的な支援方法を助言したりする ・学校出張相談 小学校：いじめに関する相談 104 件 中学校：いじめに関する相談 52 件	児童生徒 保護者 教職員	○教職員へのコンサルテーションの充実を図ることで、いじめの早期発見に対して、大きな効果を挙げている ●より多くの相談及び支援対応するために、相談枠の拡充が必要である	■継続 □見直し	令和6年度 454,210,482 円 令和7年度 492,112,738 円
26 校内体制構築のための情報提供等 【青少年相談センター】	◇青少年教育カウンセラーやSSW派遣 ◇支援教育コーディネーター研修会において、教職員向けの研修会を実施し、校内支援体制の構築を図る	教職員	○児童生徒が相談しやすい校内体制を整えることで、いじめの早期発見に対して、有効である	■継続 □見直し	令和6年度 0 円 令和7年度 0 円

27 電話、来所 相談の対応 【青少年相談 センター・ 学校教育課】	◇青少年教育カウンセラ ーによる市内4か所に ある相談室で、児童生 徒及び保護者の相談に 対応 ＜教育相談課＞ ・相談件数：13,454件 いじめに関する相談： 49件 ＜学校教育課＞ 相談件数：2764件 いじめに関する相談： 285件	児童生徒 保護者	○学校と連携すること で、早期対応、早期解 決につなげることが でき、いじめの早期発 見に対して、有効であ る ●内容によっては、迅速 に関係機関等と連携 していく必要がある ●より多くの相談及び 支援対応するために、 相談枠の拡充が必要 である	■継続 □見直し	令和6年度 454,210,482円 【再掲No.25】 令和7年度 492,112,738円 【再掲No.25】
28 児童・生徒 に係る自傷 行為対応力 向上研修の 実施 【精神保健福 祉センター】	◇児童生徒の自傷行為へ の理解を深め、学校に おいて速やかに適切な 対応が図れるよう、市 内小中学校の教職員を 対象に研修を実施 ※学校教育課との共催 【実績】 ・開催回数 1回 ・参加者数 105人 ※No.38 自殺対策に関す る出前講座と同時開 催	教職員	○小中学校等の人権・福 祉教育担当者に研修 を組み込み、より多 くの教職員へ自傷行 為に関連する情報を 伝えたことにより、い じめ等も含めた様々 な要因を背景に生じ る自傷行為の未然防 止につながり、いじめ の早期発見に対して、 有効である ●研修実施の機会の確 保	□継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 円
令和5年度から、38 自殺対策に関する出前講座と統合しています。					
			どまらず、児童・生徒 の自殺防止対策に資 する発展的内容を加 えた研修に変更する		

(3) いじめに対する対処

主な事業等 【所管課】	事業概要	対象	成果と課題 ※○は成果、●は課題	令和7年度に 向けて	(参考) 予算(円)
29 さがみはら 子どもの権 利相談室(さ がみみ)の運 営(救済等) 【青少年学習 センター】	◇さがみはら子どもの 権利相談室(さがみ み)に救済事案が発生 した場合、子どもの権 利救済委員を筆頭に 対応	児童生徒 保護者 市民	○救済事案はなかった が、救済申出に至らな かった相談について も、救済委員の助言を もとに相談者に寄り 添うよう支援を図つ た ●救済制度という独自 の機能がある相談室 であることの認知を 進めていくため、周 知をより推進してい く必要がある	■継続 □見直し	令和6年度 14,345,000円 【再掲No.21】 令和7年度 14,421,000円 【再掲No.21】

30 青少年教育 カウンセラー、スクール ソーシャル ワーカー、支 援教育支援 員による児 童生徒、保護 者等への支 援 【青少年相談 センター】	◇青少年教育カウンセラ ー及びスクールソー シャルワーカーが児 童生徒、保護者との相 談に応じ、関係機関と 連携しながら心理面 や福祉面のサポート に努めるとともに、教 職員へのコンサルテ ーションを実施	児童生徒 保護者 教職員	○個のニーズに応じた 相談、支援を進めたこ とで、丁寧な対応に繋 がることで、いじめの 対処に対して、有効で ある ●ニーズに応じて、青 少年教育カウンセラ ー、スクールソーシャ ルワーカーの人員を 増員し、学校規模等 に応じて配置し、より きめ細やかな支援に つなげる必要がある	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
31 欠席状況報 告書の分析 【青少年相談 センター】	◇毎月、7日以上 の欠席者を把握し、 欠席状況の集計結果 を各学校へ周知	教職員	○毎月の欠席状況の傾 向を学校へ周知する とともに、青少年相談 センターだよりで不 登校支援のポイント 等を伝えることで、い じめの対処に対して、 有効である	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
32 こころのホ ットライン (自殺予防電 話相談) 【精神保健福 祉センター】	◇「こころのホットライ ン（自殺予防電話相 談）」 ・毎日（年末年始を除く） 午後5時～午後10時 （受付は午後9時30分 まで） 【実績】 ・開設日数359日 ・延べ相談件数3,949件 ◇相談先の情報を掲載 した「こころのクリア ファイル」を作成し、 市立中学校等の全生 徒及び市立小学校等 の6年生全児童に配 布	児童生徒 市民	○広報さがみはら、市ホ ームページ、リーフレ ット等で周知するこ とにより、いじめ等で 悩んだ時の相談先拡 充に対して、有効であ る	■継続 □見直し	令和6年度 6,600,000円 令和7年度 6,915,000円 ※東京都の最 低賃金の引き 上げにより、 相談員給与の ベースアップ (底上げ)が図 られたため。
33 各学校にお けるいじめ の認知件数 等の把握 【学校教育課】	◇各学校におけるいじめ の認知件数、解消数、 アンケート調査の実 施の有無、形態等を把 握	児童生徒 教職員	○毎月各学校からのい じめの報告や文部科 学省の調査等の結果 をもとに、各学校の状 況を把握し、対応状況 を確認することで、い じめの対処に対して、 有効である ●学校間のいじめの認 知の差を埋めるため、 担当者会等で継続し ていじめの定義につ	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円

			いての共通理解を図る必要がある		
34 いじめ対応マニュアルの周知・活用【学校教育課】	◇いじめの認知への意識を高めること、命を大切にすることを育むための取組等、学校における組織的な支援の在り方等を示した「いじめ対応マニュアル」を担当者会等にて周知するとともに、校内研修等での活用を依頼 活用率小学校 88.2% 中学校 67.6%	教職員	○担当者会等ではいじめの対応について、本マニュアルの活用やいじめの定義について共通理解を深めることで組織的対応が図られ、いじめの対処に対して、効果的である ●内容は充実しているものの、いじめに関する今日的な問題にも対応できるよう、見直す余地がある	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
35 犯罪行為に該当するいじめに対する警察との連携（学校警察連携制度）【学校教育課】	◇いじめ防止対策推進法（第23条第6項）による、警察との連携 ◇学校と警察及び関係機関が児童生徒の指導支援について、協議会を実施 ・南部、中部、北部、津久井の4地区で、定例会年2回、相模原方面会議年2回開催	関係機関 教職員	○協議会を通して、関係機関と顔の見える関係を築くことにより、相談、対応等、迅速な連携を図ることができ、いじめの対処に対して、効果的である	■継続 □見直し	令和6年度 210,000円 令和7年度 210,000円
36 情報セキュリティ・モラルハンドブックの周知・活用【教育センター】	◇「情報モラルハンドブック」をGIGAスクール環境等の変化に対応できるよう、情報セキュリティの内容も加えた、「情報セキュリティ・モラルハンドブック」に改訂し（令和5年4月）、活用法を研修等で周知	教職員	○本ハンドブックに沿って、義務教育9年間を見通した、意図的・計画的な取組が行われ、いじめの対処に対して、今後の効果が期待される	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
37 法務局への働きかけ【人権・男女共同参画課】	◇市民等からのインターネット上で誹謗中傷を受けた際にプロバイダ等への削除要請等があった場合、法務局と連携し対応する	児童生徒 保護者 市民	○市民等からの削除要請等があった場合の対応を法務局と確認した	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
38 自殺対策に関する出前講座の実施【精神保健福祉センター】	◇自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るため、市内小中学校の教職員、保護者等を対象に出前講座を実施【実績】	保護者 教職員	○アンケートの結果、9割以上の参加者から「今後の自殺予防の活動の参考となる」と回答を得ており、いじめの対処に対しても、	■継続 □見直し	令和7年度 95,000円 令和7年度 95,000円

	・開催回数 1回 ・延べ参加者数 123人 ※児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修と同時開催		有効である ●出前講座の開催機会確保のため、関係各課との連携を継続する必要がある		
39「青少年相談センターだより」の発行【青少年相談センター】	◇不登校改善に向けてのポイント等を「青少年相談センターだより」として発行（毎月）	教職員	○不登校の初期対応のポイント、進路相談に関する対応について学校に周知し、具体的な対応につなげたことで、いじめの対処に対して、有効である	■継続 ☐ 見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円
40 重大事態の対処に関する調査等【学校教育課・こども・若者政策課】	◇いじめ防止対策推進法（第28条1項、第30条2項、第32条2項）に基づく、いじめの重大事案発生時における調査及び市長が必要と認めた場合に規則により設置し、再調査を行う	学校 教職員 保護者	○専門的な知見に基づいて、いじめの重大事態を調査する上で、いじめの対処として、有効である	■継続 ☐ 見直し	・令和6年度 761,000円 ・令和7年度 2,376,000円（こ若） 令和6年12月定例会に相模原市子どものいじめに関する再調査委員会を附属機関条例に位置けた。合わせて非常勤特別職の報酬を引き上げたことに伴い、大幅に予算が増額したもの。
41 市寄附講座「地域児童精神科医療学」児童精神科相談事業の周知・活用【こども家庭課・青少年相談センター】	◇市立小中学校、義務教育学校の教職員等を対象に、児童生徒を指導する中で精神科医師に助言を求めたい事項について、電話または来所により相談を行う事業を小中学校等に周知し、実施【実績】31件	教職員	○教育の視点だけでなく、医師からの具体的な助言を受け、支援を開始したことで、状況が好転したケースがある等、いじめの対処に対して、有効である ○教職員や青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカーと医療との連携・協働体制が強化され、教育機関における児童精神保健の向上につながるとともに、教育的視点だけでなく、医療的視点を含めた児童生徒の総合的理解	■継続 ☐ 見直し	令和6年度 25,000,000円 令和7年度 25,000,000円

			を深めることで適切な対処へとつながっている ●学校等に対する更なる周知を図り、制度の活用を推進する必要がある		
42 緊急時における学校緊急支援チームによる学校支援 【学校教育課・青少年相談センター・教育センター・教職員人事課・教育総務室】	◇事件事故等の発生により非常事態になった学校に対して、学校の対応を支援するとともに、児童生徒、教職員、保護者のケアを行い、学校の正常化を図る	児童生徒 保護者 教職員	○緊急時に迅速に対応することは児童生徒の支援につながり得るものであり、いじめに関する緊急時において有効である	■継続 □見直し	令和6年度 0円 令和7年度 0円

(4) その他（組織的な指導体制の確立、地域や家庭との連携等）

主な事業等 【所管課】	事業概要	対象
43 いじめ問題対策連絡協議会（青少年問題協議会）の開催 【青少年学習センター】	◇いじめ防止対策推進法第14条第1項により、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る ◇青少年問題協議会の開催（年2回） ◇健全育成啓発リーフレットの発行 小学1年生・5年生・中学1年生の保護者及び各種青少年団体へ配布	保護者 市民 教職員 関係機関 関係団体
44 子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議の開催 【学校教育課】	◇教育委員会と福祉や子どもの人権に係る関係課・機関で構成する庁内のネットワーク会議（関係課長連絡会議1回）を実施	関係各課
45 要保護児童対策地域協議会における連携 【こども家庭課】	◇要保護児童の早期発見、早期対応を図るための要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）を開催し、情報交換・共有、支援状況等の把握、具体的な支援内容の検討等を実施	関係各課 関係機関 関係団体
46 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン 【こども家庭課】	◇児童虐待問題等に対する取組として、市内の学生等と連携しながら、相談場所の周知などの啓発活動を実施した。	児童生徒 市民 関係機関
47 児童支援専任教諭の配置に伴う教職員の配置 【教職員人事課】	◇児童支援専任教諭の配置に伴う教職員の配置	教職員
48 学校運営等の支援のための非常勤講師の配置 【教職員人事課】	◇学校運営等の支援のための非常勤講師の配置	教職員

2 学校が実施した主な施策等

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

主な事業等	事業概要	対象	成果 (○) と課題 (●)
1 学校いじめ防止基本方針の策定、見直し及び公表	◇「学校いじめ防止基本方針 (以下「学校基本方針」という) の見直し、学校ホームページ等で公表	児童生徒 保護者 市民 教職員	○各校が作成している「学校基本方針」の見直し及び職員での共通認識を図り、校内におけるいじめの防止等における組織的な対応体制を整え、学校ホームページで公表し、保護者及び地域にいじめ防止等に関する取組について周知ができた ●いじめの積極的な認知のために、引き続き、いじめの定義の共通理解及びいじめの防止等に関する組織的対応の向上を図る

(2) いじめ防止等に取り組む組織

主な事業等	事業概要	対象	成果 (○) と課題 (●)
1 いじめ防止等の組織的な取組	◇学校いじめ対策組織による学校基本方針に基づく取組の推進及び定期的検証の実施 ◇当該組織が中心となって、全教職員にいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策を実施 ◇支援教育コーディネーター、児童支援専任教諭、生徒指導主任教諭と青少年教育カウンセラーが情報共有を図り、本人・保護者が相談しやすい体制を整備	教職員	○いじめの訴えを受けたり、いじめの疑いを察知したりした教員が、校内で情報を共有し、校内の担当者を中心とした、いじめの対処や、定期的な情報共有等、学校全体で組織的対応を図ることができた ○児童生徒及び保護者が、いじめの相談がしやすい校内体制が継続できている ○いじめ問題を迅速に対処するために、サポート部を創設するなど、いじめの防止等により実効的な組織づくりをすすめた ●いじめの組織的対応に当たり、教員の多忙化解消が必要である ●いじめの対応力向上を図るために、いじめの防止等に関する対応について、研修等を実施する

(3) いじめの未然防止

主な事業等	事業概要	対象	成果 (○) と課題 (●)
1 児童生徒の主体的な取組	◇児童会や生徒会による、いじめ0宣言や、いじめ暴力行為等防止キャンペーン、いじめ防止の取組の実施 ◇他者理解や、相手の自己肯定感を高める言葉遣いを考える活動 ◇異学年交流の活性化による、相談しやすい環境づくりや豊かな仲間意識の構築 ◇あいさつ運動の実施	児童生徒	○児童生徒が主体となる活動を継続的に取り組む学校が多く、お互いを認め合い、いじめが起きにくい学校づくりにつながっている ○異学年との交流を行うことで、普段は気づかない自分の良さを実感し、自己肯定感につなげることができた ○あいさつが積極的に行われるよう、近隣の学校及び地域と合同で実施し、地域内でのつながりにするだけではなく、児童生徒の変容やいじめの未然防止へのつながりについて考えることができた ○各学校におけるいじめの早期発見等における取組について、担当者会等において担当者同士で情報共有を行い、他校の実践を取り入れながら、担当者が中心となって各学校での主体的な取組を進めることができた ○いじめ防止月間、道徳及び特別活動等で、いじめに関する内容を扱い、児童生徒がいじめについての主体的に考え、意識を高めることに

			つながった ●児童生徒がいじめについて考える中で、自分事として考え、いじめの未然防止等に向け主体的に活動ができるよう、支援する ●児童生徒の実態に即した活動が展開されるよう、児童生徒の意見を取り入れながら、活動に生かしていく必要がある
2 教職員の取組	◇児童生徒が協働した学び合いが行える授業づくりの実施 ◇児童生徒が活躍できる場を増やす中で、互いに認め合い、自己肯定感の向上につながる児童生徒による主体的な取組の実施 ◇人権教育指導資料集（理論編、実践編 Vol. 1～Vol. 7）の活用 ◇いじめの防止等に関する、校内研修の実施	児童生徒 教職員	○児童生徒が互いを認め合い、多様性を理解できる関係性を深められるよう、児童生徒が主体的に取り組める活動を取り入れ、自己肯定感の向上につなげている学校が多く見られた ○いじめの定義やいじめの起きにくい学級づくりに向け、校内で、いじめ防止、不登校対応、人権に配慮した指導、児童理解及び支援に関する研修を実施することで、職員全体でいじめの防止等に関する取組を推進した ●いじめの未然防止には、教職員の人権意識の向上が不可欠であり、授業・学習環境・児童生徒の居場所等あらゆる場面において、人権的な配慮に努める
3 地域との協働による取組	◇児童会の取組へのゲストティーチャーの参加、PTA主催のお祭り、幼保小中で連携した活動の実施 ◇保護者や地域人材の活用による出前授業の実施 ◇学校運営協議会及び青少年健全育成協議会との連携	児童生徒 保護者 市民	○活動にゲストティーチャーが参加したことで、児童や保護者が活き活きとした活動になった ○PTA活動を通じて、子どもとのコミュニケーションを深めることができた ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度の導入を行い、保護者や地域、教育委員会と連携しながら、様々な立場で多面的・多角的な視点から、一人ひとりの児童が安心して安全に過ごせる学校づくりに取り組めた ●積極的に地域の人材や資源を活用して、子どもの繋がりを広めたり、深めたりしていく
4 いのちを大切に する取組	◇「命を大切にする心を育むリーフレット」の活用 ◇自殺予防や発達障害についての研修の実施 ◇自殺予防教育リーフレット・こころのクリアファイルの活用 ◇「いのちの授業」の実践（小学校 66 校、中学校 33 校、合計 99 校）	児童生徒 教職員	○担当者が各リーフレットの活用や「いのちの授業ハンドブック（改訂版）」（県教委作成冊子）等の活用を教職員に周知し、教員の意識向上を図り、児童生徒に自他を大切にする心を育む取組を行うことができた ●各リーフレットの活用や「いのちの授業」の実践について、実践例等の周知を図ることで、取組の更なる拡充につなげる

（４）いじめの早期発見

主な事業等	事業概要	対象	成果（○）と課題（●）
1 教職員の取組	◇定期的なアンケート調査や教育相談の実施 ◇アンケートを基に、担任教諭による教育相談や、青少年教育カウンセラーによる児童	児童生徒 教職員 市民 関係機関	○教職員が日頃から児童生徒との関係を深め、児童生徒の状況把握に努め、必要に応じて関係機関と連携し、いじめ等へ早期対応を図ることができた ○全校で定期的にアンケート調査等を行い、児童

	生徒との個別面談の実施 ◇担任教諭と児童生徒の間で、個人ノート・班ノート・1行日記、タブレットの活用等、一人ひとりの状況を把握する取組を実施 ◇児童生徒が自分の思いを教職員や青少年教育カウンセラーに自由に伝えられるように相談箱を設置		生徒本人がいじめを訴えやすい環境づくりに努めたことにより、いじめの早期発見、早期対応につながった ○養護教諭、支援教育コーディネーター、保護者及び地域のボランティアと連携し、児童の状況把握を行うことで、いじめの早期発見、早期対応につながった ●いじめの適切な認知をするために、いじめの定義等について、学校いじめ対策組織を中心に、職員に対する周知を行う
2 地域との協働による取組の推進	◇地域ふれあい活動及び地域見守り隊による活動の実施	児童生徒 保護者 市民	○各学校では、登下校の見守り隊や地域の方との情報連携を図ることで、児童生徒の実態を把握し、いじめの早期発見につなげることができている ●積極的に地域人材活用ができる実施形態の工夫を図る

(5) いじめへの対処

主な事業等	事業概要	対象	成果（○）と課題（●）
1 教職員の取組	◇いじめに係る情報の校内組織による共有、速やかな組織的対応の実施 ◇教育委員会及び関係機関との連携 ◇関係児童生徒及び保護者の支援、指導及び助言 ◇自殺予防教育、自傷行為への対応等子どもの命を守るための手立て、速やかかつ適切に対応するための研修を実施	児童生徒 教職員 関係機関	○教職員がいじめの対応に関する意識を高くもち、児童生徒の状況把握に努め、いじめの早期対応を図ることができた ○個々の事案に対し、必要に応じて教育委員会や関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応することができた ●いじめに関する指導、関係児童生徒への支援、再発防止、解消確認等について、組織的に行う ●児童生徒の気持ちに寄り添いながらも、いじめの解消に向けた様々な手法について更なる啓発が必要